

平成 20 年 9 月 29 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 12 番 8 号
上 場 会 社 名 株式会社サニーサイドアップ
代 表 者 代表取締役社長 次原 悦子
(コード番号：2180)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 白井 晃
電 話 番 号 03-6825-3233

定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 10 日開催の取締役会において、平成 20 年 9 月 26 日開催の当社第 23 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件につきましては、上記定時株主総会において承認いただいております。

記

1. 変更の理由

- ①事業の拡大のため、事業目的の追加を行うものであります。(変更案 第 2 条)
- ②この度の株式の上場に伴い、当社の発行する株券は「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)に基づいて株式会社証券保管振替機構の取扱い対象となり、新たに「実質株主」及び「実質株主名簿」に係る事項が加わることとなりますので、これに対応した所要の変更を行うものであります。(変更案 第 8 条及び第10条)
- ③監査体制強化のため、監査役の人員を 2 名以内から 3 名以内に改めるものであります。(変更案 第32条)

2. 変更の内容

(下線部が変更部分です。)

現行	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 広報及び広告代理業 2. イベント、セールスプロモーションの企画、制作及び運営 3. スポーツ選手、文化人等のマネジメント及びエージェント業務 4. 著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、放映権並びに興行権等の無形財産権の取得、譲渡、使用許諾、その他管理業務 5. キャラクター商品(個性的な名称や特徴を有している人物・動物等の画像を付したものの)の企画、制作及び販売 6. 映画、演劇、コンサート、講演、講座等の企画、制作、興行、主催及びチケットの販売	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 広報及び広告代理業 2. イベント、セールスプロモーションの企画、制作及び運営 3. スポーツ選手、文化人等のマネジメント及びエージェント業務 4. 著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、放映権並びに興行権等の無形財産権の取得、譲渡、使用許諾、その他管理業務 5. キャラクター商品(個性的な名称や特徴を有している人物・動物等の画像を付したものの)の企画、制作及び販売 6. 映画、演劇、コンサート、講演、講座等の企画、制作、興行、主催及びチケットの販売

<p>7. 出版物・印刷物の企画、デザイン、発行及び販売</p> <p>8. ウェブサイト等の企画・デザイン・制作・運営</p> <p>9. レコード、コンパクトディスク、ビデオ、放送番組等の原盤の企画、制作及び販売</p> <p>10. 海外及び国内における各種ビジネス並びに経営のコンサルタント業</p> <p>11. 各種新商品の企画、制作、販売、輸出入及び輸入手続代行業務</p> <p>12. 市場調査業務</p> <p>13. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業</p> <p>14. 飲食店及び各種店舗の企画、開発・工事、運営、経営</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>15. 酒類の輸入及び販売</p> <p>16. 労働者派遣事業</p> <p>17. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(員数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は、<u>2</u>名以内とする。</p>	<p>7. 出版物・印刷物の企画、デザイン、発行及び販売</p> <p>8. ウェブサイト等の企画・デザイン・制作・運営</p> <p>9. レコード、コンパクトディスク、ビデオ、放送番組等の原盤の企画、制作及び販売</p> <p>10. 海外及び国内における各種ビジネス並びに経営のコンサルタント業</p> <p>11. 各種新商品の企画、制作、販売、輸出入及び輸入手続代行業務</p> <p>12. 市場調査業務</p> <p>13. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業</p> <p>14. 飲食店及び各種店舗の企画、開発・工事、運営、経営</p> <p>15. 不動産事業</p> <p>16. 酒類の輸入及び販売</p> <p>17. 労働者派遣事業</p> <p>18. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(員数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p>
--	---

3. 日程

定時株主総会日	平成20年9月26日
定款変更の効力発生日	平成20年9月26日

以上